相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区茂庭台一丁目二五番、最後の住所仙台市太白区茂庭台一丁目二五番一八号
被相続人　亡　加藤　悟
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二日
事務所仙台市青葉区一番町二丁目九番二一号第2ナカノビル七〇三宇都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宇都　彰浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県岩沼市桜五丁目二二九番地一五、最後の住所仙台市太白区西中田五丁目一七番四一―四〇七号　被相続人　亡　遠藤　英雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二日
事務所仙台市青葉区一番町二丁目九番二一号第2ナカノビル七〇三宇都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宇都　彰浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市錦町三丁目一三五三番地三、最後の住所群馬県桐生市錦町三丁目四番一号　被相続人　亡　金子　昌之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二日
群馬県桐生市広沢町四丁目一二八一番地四
相続財産管理人　司法書士　曽根　康仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都豊島区雑司が谷一丁目三三番八号橋本荘一〇一号
被相続人　亡　佐藤栄一こと　高　榮泰
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二日
さいたま市浦和区仲町四丁目一五番六号
相続財産管理人　山本　友惠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区森下五丁目一六番地一、最後の住所千葉県木更津市久津間二三五五番地九五　被相続人　亡　大隅　一明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二日
事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号建設会館ビル一階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土屋　孝伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡開成町吉田島三〇二四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青木　茂
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二日
神奈川県小田原市本町一丁目三番一九号城信ビル　相続財産管理人　廣井　公夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市大畑町七丁目三三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　橋川　健二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二日
名古屋市中区丸の内二―一六―三〇丸の内魚住ビル二階
相続財産管理人　弁護士　鬼頭　治雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市鳴尾町四丁目二三番地、最後の住所大阪市阿倍野区阪南町三丁目一八番六―三〇一号　被相続人　亡　米田　惠三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二日
大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階
相続財産管理人　宮岡　恒子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成21年10月2日
記
［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①相原建設　②埼玉県知事(10)6951　③相原實　④埼玉県川口市北原台2―22―36　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県川口市北原台2―22―36　相原建設　相原實

①株式会社ランデックス　②国土交通大臣(3)5849　③代表取締役　工藤鉄太郎　④東京都中央区日本橋大伝馬町1番3号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦名古屋市中区丸の内三丁目19番1号ライオンビル6階　破産者　エル・エー建物管理株式会社　破産管財人　渡辺慎也

①相田商事不動産　②東京都知事(1)86124　③相田菊次郎　④東京都板橋区前野町二丁目3番3号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都板橋区富士見町30番13号　相田菊次郎

①ユーピテル株式会社　②東京都知事(5)63242　③今橋秀夫　④東京都港区麻布十番二丁目11番5　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区麻布十番二丁目11番5号　ユーピテル株式会社　代表取締役　今橋秀夫

①三菱ＵＦＪ不動産販売株式会社　②国土交通大臣(6)3890　③代表取締役　梅村正信　④東京都千代田区丸の内1丁目2番1号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区神田神保町2―13神保町ＭＦビル3階　大阪府大阪市北区中崎西2―4―12梅田センタービル8階　愛知県名古屋市中区金山1―14―6トキワビル4階　神奈川県大和市大和南1―5―14永和大和ビル3階　神奈川県川崎市川崎区東田町5―3ホンマビル7階　東京都足立区千住3―1ペニヤ第一ビル5階　⑤3000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内1丁目2番1号　三菱ＵＦＪ不動産販売株式会社　代表取締役　梅村正信

①西松建設株式会社　②国土交通大臣(1)1743　③代表取締役　近藤晴貞　④東京都港区虎ノ門一丁目20番10号　廃止した従たる事務所　千葉県千葉市中央区新宿二丁目3番8号　神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番19号横浜西口Kビル　新潟県新潟市中央区上所上一丁目16番8号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区虎ノ門一丁目20番10号　西松建設株式会社　代表取締役　近藤晴貞

①株式会社沢本組　②石川県知事(1)3799　③代表取締役　澤本敏　④石川県かほく市宇野気ニ80　⑤1000万円　⑥石川県知事　⑦石川県かほく市宇野気ニ80　株式会社沢本組　代表取締役　澤本敏